

事業者の取組の促進について

～ 第3回（前回）の検討会における主な論点の整理（案）～

1. 民間事業者向けガイドラインの見直し

（1）民間事業者向けガイドライン等の目的と性格

- ・民間事業者向けガイドラインは、公益通報者保護法を踏まえて、事業者のコンプライアンス経営への取組を強化するために、労働者からの法令違反等に関する通報を事業者内において適切に処理するための指針を示すもの。
- ・内部通報制度の整備・運用の参考となる、より具体的なガイドライン等の必要性が指摘されていることから、事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項をより具体化・明確化する必要がある。

※1 法・ガイドライン・モデル内部規程の目的と性格

公益通報者保護法	公益通報をしたことを理由とする <u>公益通報者の解雇の無効等及び公益通報に関し事業者・行政機関がとるべき措置を定めるもの</u>
公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン	公益通報者保護法を踏まえて、事業者のコンプライアンス経営への取組を強化するために、 <u>労働者からの法令違反等に関する通報を事業者内において適切に処理するための指針を示すもの</u>
内部通報制度に関するモデル内部規程	<u>ガイドライン等を踏まえ、労働者等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、各事業者が内部規程を定める際の参考としてのモデルを示したもの</u>

※2 ガイドラインの目的と性格（ガイドラインより抜粋）

1. 本ガイドラインの目的と性格

本ガイドラインは、公益通報者保護法を踏まえて、事業者のコンプライアンス経営への取り組みを強化するために、労働者からの法令違反等に関する通報を事業者内において適切に処理するための指針を示すものである。

事業者が、本ガイドラインを踏まえ、事業者内部での通報処理の仕組みを整備することは、事業者内部の自浄作用を高めるとともに、事業者外部への通報による風評リスク等を減少させることにもつながる。

なお、本ガイドラインは、各事業者において一層充実した通報処理の仕組みを整備、運用することを妨げるものではない。

※3 ガイドライン等の制定経緯

公益通報者保護法案に対する国会の附帯決議^(*)等を踏まえ、事業者における通報の適切な処理を促進するため、有識者検討会（「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン研究会」（委員長：田中宏司立教大学大学院経済学研究科教授））において検討し、平成17年7月19日に、旧内閣府国民生活局（現消費者庁）が公表。モデル内部規程は、同研究会において作成。

(*) 「公益通報者保護法案に対する附帯決議」（抜粋）

- ・平成16年5月21日衆議院内閣委員会
六 いわゆるコンプライアンス経営についての事業者の取組を積極的に促進すること。
- ・平成16年6月11日参議院内閣委員会
四 （略）公益通報を受けた事業者及び行政機関が、通報対象事実についての調査結果及び是正措置等を公益通報者に通知するよう、公益通報受付体制の整備を図ること。

(2) 規模、業態等に応じた取組の促進

- ・企業の秩序維持や労働者が負う誠実義務は尊重されるものの、国民の生命、身体、財産等の保護という公益の実現を図る見地から、事業者は、法令遵守の取組や実効性のある内部通報制度の整備導入を積極的に検討する必要がある。
- ・ただし、事業者は、規模や業態等が様々であるため、各事業者は、求められる事項を達成するに当たっては、規模や業態、取り扱う商品・役務の内容等に応じて、適切な措置を講じることが必要である。

(3) 外部窓口の活用

- ・通報者の匿名性確保や通報への対応の充実等を図る手段の一つとして、外部窓口の適切かつ効果的な活用も検討すべきである。

(4) 匿名性確保及び通報者の保護

- ・通報者からの信頼が得られる制度にするためには、通報者の匿名性を確保しながら調査等を行う担当者のスキルも重要であり、そのために必要な体制や研修等の充実を図るべきである。
- ・調査の過程で通報者の匿名性が確保できないという可能性も排除できないことから、情報漏洩や不利益取扱からの保護を法的に担保していく必要がある。

(5) 従業員等から寄せられる匿名通報の取扱い

- 従業員等からの匿名通報であっても、法令遵守のために有益な情報が寄せられる場合もあることから、情報提供として受け付ける等、何らかの対応を図ることが望ましい。
- なお、匿名通報については、通報者との連絡がつかないため、十分な調査ができないことがあり、また、通報者への調査結果の通知等のフィードバックも困難であることなどから、実名通報と同様な通報処理を行うことは困難であることを通報者に説明すべきである。

2. 自主的な取組を促進するためのインセンティブの導入

(1) 認証等の制度の有効性

- 従業員が安心して通報を行うことができる環境を整備し、内部通報制度をリスク管理等に積極的に活用する事業者が社会的に高く評価される社会環境を醸成するため、内部通報制度に関する事業者の取組状況の見える化を図る認証等の制度を整備し、特に、これまで内部通報制度の経営上のメリット等について情報・関心を有していなかった事業者への周知啓発を推進することで、事業者全体のコンプライアンスに向けた取組の強化を図ることができる。

(2) インセンティブ導入の際の留意点

- 認証等の制度は、自社の取組を、対外的にアピールすることを希望する事業者のために、必要に応じ任意で活用できるツールとして提供すべきである。
- 認証等の制度は、内部通報制度の実効性確保に資するものとするべきであり、内部通報制度の有無だけでなく、従業員からの信頼度や社内周知・研修といった運用面も評価すべきである。
- 認証等の制度は、ガイドラインを基にした評価基準を用い、経営環境等の変化に鑑み有効期間を設けるとともに、一定の場合には取消等により信頼性を担保していくことが必要である。
- 公共調達の委託先事業者において、適切な内部通報制度が運用されていることは、問題の早期発見・防止など委託事業の適正性の確保に資するものであることを、調達実施主体及び事業者十分に周知するとともに、関係機関と十分に調整して有効な活用が図られるようにすべきである。

3. 内部統制に関する各種の制度の関係

- 『内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効率的に遂行するために、社内に構築され、運用される体制及びプロセスである。』（「リスク管理・内部統制に関する研究会報告書」平成 15 年 6 月経済産業省）

『内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。』（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」平成 23 年 3 月 30 日企業会計審議会）

- 会社法上の内部統制システム構築の対象となる大会社は約 1 万社、金融商品取引法上の内部統制報告書提出の対象となる上場会社は約 3,900 社、株式会社の総数は約 250 万社（出典：金融庁企業会計審議会総会第 24 回監査部会合同会合資料 12、8 頁）であることからすると、会社法・金融商品取引法の内部統制に係る規律の対象となる企業は、株式会社全体の 1%以下であり、大部分の中小企業は対象となっていない。
- 会社法の内部統制システム構築義務の目的は、取締役の職務執行における法令・定款への適合の確保（株主・債権者の保護）であり、金融商品取引法の内部統制報告書の目的は、財務情報の適正性の確保（投資家の保護）であるが、他方、公益通報者保護法の目的は、公益通報者保護及び国民の生命、身体、財産等の利益の保護にかかわる法令の遵守（公益通報者の保護及び国民の安全・安心の確保）である。
- 会社法における内部統制システム構築義務違反の効果は、主に株主等から役員等への損害賠償請求が認められるかというかたちで現れ（会社法 423 条等。D 銀行株主代表訴訟事件・大阪地裁平成 12 年 9 月 20 日判決、N システム技術事件・最高裁平成 21 年 7 月 9 日判決など）、金融商品取引法においては内部統制報告書の正確性というかたちで現れるが（金融商品取引法第九十七条の二は、虚偽記載に対する罰則を規定）、他方、公益通報者保護法においては、「事業者内部に公益通報をしても犯罪行為等の是正が期待し得ない」場合に当たるか（公益通報者保護法 3 条 3 号逐条解説）、すなわち、国民の安全・安心の確保のために行われる事業者外部への公益通報が保護されるかというかたちで現れる。

- 内部統制は企業経営を支える基本的なシステムである。会社法は対株主との観点から、金融商品取引法は対投資家の観点から内部統制のあり方を定めている。内部通報制度は、従業員等の視点から企業の健全な事業遂行を確保し、関係者の生命、身体、財産等の保護に係る法令の遵守を図るための仕組みとして内部統制の重要な構成要素である。内部通報制度については、更なる実効性の向上が求められており、政策的な対応や法制度上の手当ても検討していくことが必要であると考えられる。